

社会福祉施設の長 様

福井県健康福祉部長寿福祉課長  
( 公 印 省 略 )

福井県社会福祉施設における省エネ設備等支援事業助成金の申請先等について

日ごろから本県の高齢者福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本助成金の交付要綱等については、「福井県社会福祉施設における省エネ設備等支援事業助成金の交付要綱等について」(令和 4 年 10 月 27 日付け長第 729 号)において、お示ししたところです。

この度、本助成金の申請先等を決定したので、下記のとおりお知らせします。

## 記

### 1 申請先

同一法人内で複数の事業所等が事業を行う場合は、法人等で全事業所分を取りまとめて申請(1回限り)を行ってください。

申請書類は次の宛先に「簡易書留など郵便物の追跡ができる方法」で郵送ください。

(宛先) 〒910-8691 (住所記載不要)

福井中央郵便局留め

福井県介護・障がい省エネ事業事務局 宛て

### 2 お問合せ先

令和 4 年 11 月 24 日以降は、以下にお問い合わせください。

福井県介護・障がい省エネ事業事務局

(電話番号) 080-3356-1492

(受付時間) 午前 9 時から午後 5 時まで(土、日および祝日は除きます)

### 3 申請期間

令和 4 年 11 月 24 日(木)から令和 4 年 12 月 28 日(水)まで

※先着順です。予算額に達し次第、受付を終了します。

### 4 交付要綱、申請要領、Q&A 等について

次の県公式ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/syoenekaigo.html>

### 5 留意事項

- ・本助成金は、利用者が生活や活動する場所の省エネ設備の更新等が助成対象です。利用者の食事を作る厨房も助成対象となります。
- ・助成金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ交付決定前事業着手届出書(様式第 5 号)を提出してください。ただし、届出書の提出は、交付決定を確約するものではありませんのでご注意ください。